

## Content

目次

1ページ

建築主に求められること

3ページ

「やさしいまちづくり条例」の特徴

- 1 条例の対象者
- 2 利用者からの意見聴取
- 3 バリアフリー法の基準への適合義務を拡大
- 4 事前協議制度

5ページ

誰もが利用しやすい建築物の整備ポイント

- 7ページ 屋外空間(駐車場・アプローチ)
- 9ページ 屋内空間(出入口・廊下)
- 11ページ 階段
- 12ページ エレベーター
- 13ページ トイレ
- 15ページ 多機能トイレ
- 16ページ 案内サイン
- 17ページ その他の施設

18ページ

バリアフリー法・やさしいまちづくり条例のポイント

- <バリアフリー法のポイント>  
<やさしいまちづくり条例のポイント>  
<法令の基準適合義務及び事前協議の対象面積の一覧>

# 建築主に求められること

本県は、全国の中でも高齢化が進んでおり、高齢者や障がい者をはじめとして、県民だれもが住み慣れた地域で安全で安心な生活を営むことができる環境の整備が急務となっています。

高齢になると視野が狭くなったり、つまづきやすくなったり、機敏な行動ができなくなったりします。また、乳幼児と一緒に行動する場合には、手荷物が多くなったり、ベビーカーの移動や置き場に困ることがあります。障がいのある人にとって、床に段差があったり、トイレが利用できない場合は、外出そのものができなくなる場合があります。

そのため、店舗、飲食店、病院、銀行など、日常生活の中で**多数の人が利用する建築物(特定建築物)**の建築主は、出入口・廊下・階段・トイレ等を高齢者や障がい者をはじめとして誰もが利用しやすい建物となるよう努める必要があります。

**バリアフリー法**(※1)や**やさしいまちづくり条例**(※2)では、誰もが利用しやすい基準を示しており、この基準にあった建築物の整備を進めていくことが求められています。

## ※1 バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称です。

多数の人が利用する建築物(特定建築物)や公共交通機関等を、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるようにするための建築主の責務や特定建築物等が満たすべき基準(建築物移動等円滑化基準)などを定めています。

## ※2 やさしいまちづくり条例

「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」の通称です。

